

定期

麻しん風しん混合(MR)ワクチン 1期・2期接種についての説明書

麻しん風しん (MR) ワクチンの予防接種は、法律に基づいて受ける定期接種です。この説明書をよく読んで理解し、十分に医師から説明を受けたうえで予防接種を受けてください。

【接種対象者と接種期間】

1期：生後 12 か月から 24 か月に至るまで (2 歳の誕生日前日まで)

2期：5 歳以上 7 歳未満かつ小学校就学前 1 年間 (幼保園の年長児の 3/31 まで)

【接種量】 0.5ml を皮下に注射します。

1 病気について

○麻しん(はしか)

麻しんウイルスの空気感染 (ウイルスが空気中に飛びだし、人に感染すること)、飛沫感染 (咳やくしゃみなどにより感染すること)、接触感染によっておこる病気です。潜伏期間 (感染してから症状がでるまでの期間) は 10~12 日です。感染力が強く、免疫がないとほとんどの人がかかる病気です。発熱、咳、鼻水、めやに、発しんを主症状とします。最初 3~4 日間は 38℃前後の熱が出て一時おさまり、再び 39~40℃の高熱と発しんが出ます。高熱は 3~4 日で下がり、次第に発しんも消失します。

主な合併症としては、肺炎、気管支炎、中耳炎 (100 人に 7 人)、脳炎 (1,000 人に 1 人) があります。また、亜急性硬化性全脳炎 (SSPE) という慢性に経過する脳炎は約 10 万人に 1 人発生します。

また、麻しん (はしか) にかかった 1,000 人に 1 人が死亡すると言われています。

○風しん(三日ばしか)

風しんウイルスの飛沫感染 (咳やくしゃみなどにより感染すること) によっておこる病気です。潜伏期間 (感染してから症状がでるまでの期間) は 2~3 週間です。軽いカゼ症状で始まり、発しん、発熱、首や耳の下のリンパ節腫脹、目の充血などを主な症状とします。

まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症が、2,000 人~5,000 人に 1 人くらいの割合で発生することがあります。また、大人がかかると、発熱や発疹の期間が子どもに比べて長く、関節痛がひどいことが多いとされています。

2 予防接種の効果について

予防接種を受けた人の約 95%は麻しん風しんの免疫を獲得することができるとされています。

3 予防接種の副反応について

このワクチンは弱毒生ワクチンです。接種直後から数日中に接種部位の発赤、はれ、しこりなどがみられることがありますが、これらは一過性で数日中には消失します。また、接種後 2 週間以内に発熱、発しんがみられることがあります。

ごくまれに重い副反応としてアナフィラキシー様症状 (ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病 (紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、脳炎及びけいれん等が報告されています。

4 接種にあたっての注意事項

予防接種は体調の良い日に行うことが原則です。健康状態については、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するかどうかを決めてください。

(1) 当日、次の状態の場合には予防接種を受けることができません。

ア 明らかに発熱 (通常 37.5℃以上) がある場合

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

- ウ 当該疾病にかかる予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- エ 免疫機能に異常のある疾患を有する及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- オ 現在、妊娠している場合
- カ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

(2) ワクチンの接種間隔

- ア 注射生ワクチンの接種を受けたあとに注射生ワクチンを接種する場合、27 日以上の間隔をあける必要があります。また、医師が必要と認めた場合には、他の予防接種と同時に接種することができます。

参 考 注射生ワクチン：麻しん風しん・水痘・おたふくかぜ・BCGなど

- イ 輸血又はガンマグロブリンの注射などを受けたことのある人は3～6 か月以上あけて接種してください。

(3) 接種後の注意

- ア 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後 30 分間はその場で様子を見るようにし、30 分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- イ 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ウ 接種後 4 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや体調の変化があるときなどは医師にご相談ください。
- エ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- オ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

5 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関で治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障害が残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償が設けられています。申請に必要な手続きについてはお住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。申請後、国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

大阪市保健所・各区保健福祉センター

令和 6 年 5 月